

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年10月7日（金）午後2時10分
3. 開催場所 富田事務所 2階会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 3番 本田 勉 4番 後呂 豊
5番 栗栖 一 6番 木戸 孝 7番 鈴木 隆文
8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治 10番 小野 真一
11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文
14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 2番 市川 博
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第13号 農地使用貸借の合意解約通知について
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第15号 農地法第4条第1項ただし書の規定による届出について
議案第33号 非農地証明について
議案第34号 農地法第3条の規定による許可について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可について
議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
その他
閉会
8. 会議の概要
局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から10月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、2番の市川 博委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の本田 勉委員と9番の南 喜久治委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

3番委員 はい。
9番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第13号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第13号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は898㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。なお、本案件は別の借人と契約予定で、来月の委員会で審議いただく予定となっております。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第13号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,476㎡です。借人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。なお、本案件は別の借人と契約予定で、来月の委員会で審議いただく予定となっております。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第14号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第15号 農地法第4条第1項ただし書の規定による農地の転用について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第15号 農地法第4条第1項ただし書の規定による農地の転用について報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。対象地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は465㎡の内186.88㎡です。届出人は、〇〇さんです。農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する2アール未満の農業用倉庫用地としての転用です。農機具及び資材置場として利用したく、届け出ますとのことです。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご質問等がないようですので、報告第15号につきましては、報告とさせていただきます。続きまして、議案第33号 非農地証明について上程致します。3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第33号 非農地証明についてご説明いたします。まず、1番につきまして、ご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は宅地、面積は89㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和50年7月14日から宅地とのことです。申請理由は、当該地は昭和50年7月14日に父が住宅を建築し、その後相続にて取得し現在に至っていますとのことです。

続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は田、現況は雑種地、面積は1,379㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和49年から資材置場及び駐車場等とのことです。申請理由は、昭和49年に西富田小学校のプール建設時の残土土砂を埋め、その後資材置場及び駐車場として利用し現在に至っていますとのことです。

続きまして、3番につきまして、ご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳は畑、現況は墓地、面積は579㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和46年から墓地とのことで

す。申請理由は、昭和46年の和歌山国体の際に現在のテニスコートにあった墓地を移転させた後、現在に至っていますとのことです。

なお、1番、2番は9月27日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。

また、3番は9月27日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 事務局の説明のとおりです。半世紀近く前からなので、異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第33号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第34号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。4件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第34号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積は366㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと13,222㎡となります。申請理由は、譲受人においては、父の代から当該地を管理してきましたが、申し出があったため本申請に至りましたとのことで、

譲渡人においては、父の代から譲受人の家族の方に管理いただいていたのですが、手放したいと考え本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他2筆で、地目は現況、台帳ともに畑、面積は合計10,959㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人は〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと23,326㎡となります。申請理由は、譲受人においては、効率的に利用できる新たな農地を探しており、農業経営の拡大を図るため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地を耕作してきましたが、譲受人と折り合いがなかったため申請に至りましたとのことです。

続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は478㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと6,331㎡となります。申請理由は、譲受人においては、当該地の隣接地を耕作しており、効率よく耕作ができることから本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地は近隣の方に管理をいただいていたのですが、手放したいと考え、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、4番につきましてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は385㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと4,940㎡となります。申請理由は、譲受人においては、当該地の隣接地を父名義で自身が耕作しており、効率よく耕作ができることから本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、譲受人が一体的に利用できて管理がし易いので譲ってほしいとの申し出があったため、本申請に至りましたとのことです。

また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と現場を確認しました。異議ございません。

議長 3番、4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と現場を確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第34号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第35号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。まず、1番につきましてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は129㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲受人は当該地を駐車場として利用したいと思っており、譲渡人については当該地を相続にて取得しましたが、高齢で管理が困難になり手放したいと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。

なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第3種農地となります。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は、〇〇、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は260㎡です。譲受人は、〇〇さんで、譲渡人は、〇〇の〇〇さんです。所有権移転を伴います駐車場用地への転用申請です。申請理由は、〇〇地区墓地敷地内に駐車スペースが少なく、当該地を墓地の駐車場として利用したいと考えたため本申請に至りましたとのことです。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と〇〇区長と現場を確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第35号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。

なお、5番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番から4番、6番から14番につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は14件、29筆で、合計20,652㎡となっております。1番から12番、14番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。

また、1番から5番、12番が使用貸借権の設定で残りが賃借権の設定です。

続きまして、1番から4番、6番から14番の詳細についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はどちらも田、面積は合計3,439㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はどちらも田、面積は合計3,962㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,250㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は944㎡です。借人は、和歌

山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、6番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は362㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

なお、賃借権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。〇〇さんについては、7番から12番、14番についても貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明いたします。議案書の36ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他2筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計1,073㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、8番についてご説明いたします。議案書の38ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は364㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他2筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,337㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、10番についてご説明いたします。議案書の42ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は327㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さんです。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、11番についてご説明いたします。議案書の44ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他3筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,742㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、12番についてご説明いたします。議案書の46ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計997㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、13番についてご説明いたします。議案書の48ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計757㎡です。借人は、〇〇の〇〇さんで、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、14番についてご説明いたします。議案書の50ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他1筆で、現況地目はいずれも田、面積は合計1,125㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から5年4か月間の賃借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

また、1番から4番、6番から14番について書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番から3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので、異議ございません。

議長 6番から14番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第36号の1番から4番、6番から14番につきまして、計画の決定を承認致します。

続きまして、議案第36号の5番につきましてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願い致します。～〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第36号の5番についてご説明致します。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇他3筆で、現況地目は全て畑、面積は合計2,973㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年11月1日から20年間の使用賃借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。

また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 先日、〇〇委員と確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第36号の5番につきまして、計画の決定を承認致します。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。

続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年11月11日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

～楠本会長は、午後2時10分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。